

諸懸案事項の整理について

7月13日、本部は「諸懸案事項の整理について」提案を受けました。以下、報告します。

1. 特別休日の増について

(1) 休日関係

特別休日を1日増とし、年間57日とする。

(2) 賃金関係

1時間当たりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

基本給+都市手当+職務手当+職種手当（運転職手当（a）を除く）

+技能手当+寒冷地手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×256÷12

(3) 出向関係

①出向特別手当の支給範囲

出向先の就業規則等に定める年間所定労働時間が、1941時間以下の場合
は支給しないこととする。

②割増賃金

1時間当たりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

基本給+都市手当+職務手当+職種手当（運転職手当（a）を除く）

+技能手当+出向特別手当+寒冷地手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×256÷12

③超過勤務手当、夜勤手当及び年末年始勤務手当を計算する場合

出向先の就業規則等に定める年間所定労働時間が、1941時間を超えると
きは、1941時間として計算することとする。

(4) シニア社員関係

①特別休日

シニア社員の特別休日を1日増とし、次の通りとする。

コースA 年間57日

コースB 年間81日

②出向中の賃金の扱い

コースB適用者については、上記(3)①及び(3)③の「1941時間」を「1759時間」に読み替えて適用する。

③1時間当たり賃金額

1時間当たりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

コースA

基本給+調整手当+職務手当+職種手当(運転職手当(a)を除く)
+技能手当+出向特別手当+寒冷地手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×256÷12

コースB

基本給+調整手当+職務手当+職種手当(運転職手当(a)を除く)
+技能手当+出向特別手当+寒冷地手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×232÷12

2. 契約社員の退職慰労金の一部改正

勤続年数が15年以上の契約社員の退職慰労金を、70万円とする。

3. カフェテリアプランの一部改正

カフェテリアポイントの付与数について、医療・健康増進支援、育児支援及び介護支援のカテゴリのみに使用できるポイントを、5000ポイント(5000円相当)追加する。なお、4月から2月までに入社した付与対象者には5000ポイント付与するが、3月入社の対象者には付与しない。

4. 実施時期

第1項及び第2項は、2021年4月1日から適用する。

第3項は、2021年8月1日以降準備でき次第とする。

以上